

大通達甲（情管）第20号
令和5年7月12日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警 務 部 長

大分県警察情報管理業務監査実施要領の改正について（通達）

大分県警察情報管理業務監査については、「大分県警察情報管理業務監査実施要領の改正について」（令和2年3月25日付け大通達甲（情管）第15号）により実施してきたところであるが、別添のとおり「大分県警察情報管理業務監査実施要領」を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（情報管理課運用・開発係）

別添

大分県警察情報管理業務監査実施要領

1 趣旨

この要領は、警察共通基盤システム等運営要綱（令和5年7月12日付け大通達甲（警）第16号。以下「運営要綱」という。）5(2)の規定に基づき、システム総括責任者が実施する情報管理業務監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、運営要綱において使用する用語の例による。

3 監査の種類

監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。

4 通常監査

(1) 通常監査の実施

システム総括責任者は、各所属に対して、警察共通基盤システム等（警察共通基盤システム及び警察情報管理システムをいう。以下同じ。）による処理に係る情報の取扱状況全般について、通常監査を実施するものとする。

(2) 通常監査の実施計画

ア システム総括責任者は、年度ごとに、当該年度における通常監査の実施計画を定めるものとする。

イ 前記アの実施計画には、通常監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を含むものとする。

ウ システム総括責任者は、前記アの実施計画を定めるに当たっては、システム管理者及び関係する警察本部の所属（以下「関係所属」という。）の長と協議するものとする。

(3) 監査官等の指名等

ア システム総括責任者は、通常監査の対象となる所属における警察共通基盤システム等による処理に係る情報の取扱状況に関する実地調査（以下「実地調査」という。）を行わせるため、警務部情報管理課及び関係所属の警部の階級（同相当職を含む。）以上の職員の中から監査官を指名するものとする。

イ システム総括責任者は、前記アの監査官の職務を補佐させるため、警務部情報管理課及び関係所属の職員の中から監査補佐官を指名することができる。

(4) 監査官等の権限

監査官及び監査補佐官は、実地調査を実施するため必要と認めるときは、通常監査の対象となる所属の職員に対し、説明、資料の提出若しくは指定する日時及び場所に出頭することを求め、又は当該所属の施設に立ち入ることができる。

(5) システム総括責任者への報告

実地調査を終了したときは、監査官は、意見を付してその結果を速やかにシステム総括責任者に報告すること。

(6) 改善を求める事項等の通知

システム総括責任者は、実地調査の結果に基づき、改善を求める事項その他必要と認める事項を当該通常監査の対象となった所属の長に通知するものとする。

(7) 所属長の執るべき措置

前記(6)の規定による通知を受けた所属の長は、当該通知の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を執り、その結果をシステム総括責任者に報告するものとする。

(8) 警察本部長への報告

システム総括責任者は、実地調査の結果及び前記(6)の規定により所属の長に通知した事項並びに前記(7)の規定により所属の長が執った措置について、警察本部長に報告するものとする。

5 特別監査

(1) 特別監査の実施

システム総括責任者は、特に必要があると認める場合には、特別監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を定め、特別監査を実施するものとする。

(2) 通常監査に関する規定の準用

前記4(3)から(8)までの規定は、特別監査について準用する。

附 則

この要領は、令和5年7月12日から施行する。